

とちぎ食の安全・安心推進会議の委員募集

「とちぎ食の安全・安心推進会議」は、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された附属機関です。

食の安全・安心に関する基本計画策定のための意見聴取のほか、食品の生産から消費までの各段階における関係者間で食の安全・安心に関する情報や意見の交換を行います。

広く消費者の意見を伺うため、若い世代や女性をはじめ、幅広い方々からの応募をお待ちしております。

1 募集人数 2 名

2 応募できる方

- 栃木県内に在住又は通勤若しくは通学する方で、令和7(2025)年4月1日現在、満年齢18歳以上の方
- 年2回程度開催される当会議に出席し、積極的な発言をしていただける方
 - ※ 初回の会議は令和7(2025)年7月頃を予定しています。
 - ※ 委員の任期は、令和7(2025)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までの3年間です。
(会議に出席された場合には、本県規定の報酬及び旅費をお支払いいたします。)
- 国若しくは地方公共団体の常勤の職員又は議員でない方
 - ※ 今後委員となられた場合、上記(3)のいずれかの職に就かれたときには、委員を退任いただく場合もあります。

3 応募方法

次の(1)及び(2)の書類を、郵送又は電子メールにより、6の応募先宛て提出していただきます。

(応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめ御承知おき願います。)

- 作文「県民の安全で安心な食生活を確保するためには何をすべきか～私の提言」
原稿用紙2枚 800字程度
- 応募用紙(別紙様式)に、①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤勤務先
⑥略歴 ⑦自治会活動やボランティア活動等の経験 ⑧応募の理由 を記載

4 応募期間

令和6(2024)年12月16日(月)～令和7(2025)年1月16日(木)までとします。

(郵送の場合は当日消印有効)

5 選考方法

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課内に設置する選考委員会において、提出いただいた応募書類の審査及び面接により、委員を選考・決定します。

なお、面接は、2月中旬を予定しておりますが、応募書類により面接を受けていただく方を予め選考しますので御承知おき願います。(面接で御来庁する際の費用は本人負担とさせていただきます。)

面接の有無については面接日の一週間程前に、最終選考結果については2月下旬頃、御本人宛て通知いたします。

その後、委員として選考・決定された方につきましては、本県公式ホームページ等により氏名及びお住まいの市町名を公表させていただきますので、併せて御了承ください。

6 問合せ先(応募先)

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課食品安全推進班

T E L 028-623-3114

F A X 028-623-3116

e-mail iyakueisei@pref.tochigi.lg.jp